

議案第2号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年1月17日

三朝町長 吉田秀光

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（個人の町民税の納期）</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>2 略</p>	<p>（個人の町民税の納期）</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第5期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第6期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第7期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第8期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>2 略</p>

(固定資産税の納期)

第 67 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- 第 1 期 5 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 3 期 9 月 1 日から同月 30 日まで
- 第 4 期 11 月 1 日から同月 30 日まで

2 略

3 固定資産税額が 4,000 円未満の金額であるものについては、前 2 項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する 1 の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 略

(固定資産税の納期)

第 67 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- 第 1 期 6 月 1 日から同月 30 日まで
- 第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 3 期 8 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 4 期 9 月 1 日から同月 30 日まで
- 第 5 期 10 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 6 期 11 月 1 日から同月 30 日まで
- 第 7 期 12 月 1 日から同月 25 日まで
- 第 8 期 翌年 1 月 1 日から同月 31 日まで

2 略

3 固定資産税額が 8,000 円未満の金額であるものについては、前 2 項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する 1 の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 略

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の町税から適用する。